第10927号 平成 14 年 12 月 27 日(金) (毎週 月・水・金発行)

#### 目 次

0	熊ク	規本リ告	県一	卸二	則売ン示	市グ	場業	規法	則施	の 行	細細	部則	をの	改一	正 部	すを	る改	規正	則す	る	規	則								( 虐	妻 業	( 生	体活	金衛	融生	課)	1 3
0	生	活活本	保保県	護護の	法法海	に	ょ	る	指	定	矢	療	機	関	等	0)	廃	止														(		"		課)	7 7 8
0	県	公有登	財	_		売 <b>依</b>		頼																								(管		財		課)	9
0	送	一明船	海組る	自合	動技	車	航	送務	職	員	0	給	与	の	種	類	及	U	基		に	関	す	る	条	例	の	<del>-</del>	部	を	改	子 价古	送	的人	公口	合)	10
0	有	蚏	つ海海	自	動			送	船	組	台	職	員	の	期	末	手	当	,	勤	勉	手	当	に	関	す	る	規	則	及	び	3. 加し	达	刀口	祁丑.	TD /	10
0	平	成	の 14 超	年	也	ζII	: 条	> 例	间除	貝	」第	3 2	条	$\mathcal{O}$	規	定	K	によ	る	職	務	0	級	に	お	け・					。 号					)	14
$\overline{}$																										(					, "					)	14
O			海規		虭	里	<b>州几</b> · · · ·	迗	胎	組	台	職	貝	(/) 	符	例		時	金		文	給	に	関	9	る) (	規	則	を	溌	止"					)	15

## 本号で公布された規則のあらまし

# ◇熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則

- (1) せり人の資格に関する内容や届出書の記載事項等を改正することとした。
- この規則は、公布の日から施行することとした。

## ◇クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則

- (1) クリーニング所において講ずべき措置を削除することとした。
- (2)その他別記様式における規定等を整理することとした。
- この規則は、平成15年1月1日から施行することとした。

#### 規 則

熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 14 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 熊本県規則第89号

熊本県卸売市場規則の一部を改正する規則

熊本県卸売市場規則(昭和46年熊本県規則第73号)の一部を次のとおり改正する。 第14条を次のように改める。

- 第 14 条 条例第 15 条第 1 項の規則で定めるせり人の資格は、次の各号のすべてに該当する者であることとする。
  - (1) その属する部類の卸売市場でせり売における帳簿作成等のせり人の補助業務に1 年以上従事したこと。
  - (2) その属する部類の卸売市場でせり売にかかる取扱品目に対する事前調査の業務 に1年以上従事したこと。 (3) 次のいずれにも該当しないこと。
  - - 破産者で復権を得ないもの

- 禁錮以上の刑に処せられた者又は法若しくは条例の規定に違反して罰金の刑に処 せられた者でその刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過しないもの
- 買受人又は買受人の役員若しくは使用人である者
- 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとし、せり人の届出書は、 別記第8号様式によるものとする。
  - (1)住所
  - 生年月日 (年齢)
  - (2)(3) 補助業務従事年数
  - 事前調査従事年数 (4)
  - (5) 略歴

別記第8号様式を次のように改める。

様

別記第8号様式

年 月  $\exists$ 

熊本県知事

届出者住所 (法人の場合は事務所の所在地) 氏名 (法人の場合は名称及び代表者氏名)

せり人の届出書

熊本県卸売市場条例第15条第2項の規定に基づきせり人を下記のとおり届け出ます。

記

取扱部類	氏	名	住	所	生年月日 (年齢)	補助業務 従事年数	事前調査 従事年数	略歷

この規則は、公布の日から施行する。

クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成 14 年 12 月 27 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 90 号 クリーニング業法施行細則の一部を改正する規則 クリーニング業法施行細則(昭和 32 年熊本県規則第 32 号)の一部を次のように改正す

第1条中「以下「政令」という。」を削る。

第5条を次のように改める。

## 第5条 削除

別記第1号様式(表)中「開設したいので」の次に「、クリーニング業法第5条第1項 の規定により」を加える。

別記第1号様式(裏)を次のように改める。